

専決処分の承認（世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例）

1. 事由

地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）が令和3年3月31日に公布されたことに伴い、世田谷区特別区税条例の一部を改正する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

2. 改正内容

（1）軽自動車税環境性能割の税率区分の見直し（裏面資料参照）

新たな令和12年度燃費基準の下で税率区分を見直す。

（2）軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長（裏面資料参照）

軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を9ヵ月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とする。

3. 専決処分日

令和3年3月31日

4. 施行日

令和3年4月1日

5. その他

本件については、区ホームページに掲載し、周知を図っている。

資料

1. 軽自動車税環境性能割の税率区分の見直し

(1) 乗用車

【現行】

車種	税率				
	自家用	営業用			
電気自動車 天然ガス自動車	非課税	非課税			
ガソリン車 ハイブリッド車			令和2年度基準 +10%達成	1%	0.5%
			令和2年度基準 達成	2%	1%
上記以外				2%	

【改正後】

車種	税率				
	自家用	営業用			
電気自動車 天然ガス自動車	非課税	非課税			
ガソリン車 ハイブリッド車			令和12年度基準 75%達成	1%	0.5%
			令和12年度基準 60%達成	2%	1%
上記以外				2%	

(2) 車両総重量2.5t以下のトラック

【現行】

車種	税率				
	自家用	営業用			
電気自動車 天然ガス自動車	非課税	非課税			
ガソリン車 ハイブリッド車			平成27年度基準 +20%達成	1%	0.5%
			平成27年度基準 +15%達成	2%	1%
上記以外				2%	

【改正後】

車種	税率				
	自家用	営業用			
電気自動車 天然ガス自動車	非課税	非課税			
ガソリン車 ハイブリッド車			平成27年度基準 +25%達成	1%	0.5%
			平成27年度基準 +20%達成	2%	1%
上記以外				2%	

2. 軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長

車種 (自家用乗用のみ)	税率		
	本則	臨時的軽減 (令和3年12月31日まで延長)	
電気自動車 天然ガス自動車	非課税	非課税	
ガソリン車 ハイブリッド車			1%
			2%

世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>世田谷区特別区税条例 昭和39年12月26日条例第74号</p> <p>(環境性能割の税率)</p> <p>第37条の6 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</p> <p>(1) 法第451条第1項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1</p> <p>(2) 法第451条第2項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2</p> <p>(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</p> <p>第14条の3の2 法第451条第1項第1号(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間(付則第14条の8第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第37条の2第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>第14条の4 略</p> <p>2 区長は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車<del>が法第446条第1項(同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)</del>又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附</p>	<p>世田谷区特別区税条例 昭和39年12月26日条例第74号</p> <p>(環境性能割の税率)</p> <p>第37条の6 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</p> <p>(1) 法第451条第1項(同条第4項_____において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1</p> <p>(2) 法第451条第2項(同条第4項_____において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2</p> <p>(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</p> <p>第14条の3の2 法第451条第1項第1号(同条第4項_____において準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間(付則第14条の8第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第37条の2第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>第14条の4 略</p> <p>2 区長は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車<del>が法第446条第1項(同条第2項</del>_____において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項_____において準用する場合を含む。)の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附</p>

改正後	改正前
<p>則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>3～4 略</p> <p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>この条例は、令和3年4月1日から施行する。</p>	<p>則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>3～4 略</p>